

令和4年1月21日

保護者 様

松阪市立豊田小学校

校長 大瀧 剛

「三重県まん延防止等重点措置」の発令を踏まえた対応について

日頃は、学校教育に対しご理解、ご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、「三重県まん延防止等重点措置」が2月13日までの期間で発令されましたことを受け、松阪市教育委員会から改めて感染症対策に関する通知がありました。本校においても、以下のように対応していきますので、ご理解、ご協力のほど、よろしく願いいたします。なお、今後の対応等にご心配やご不安な点がありましたら、遠慮なく学校までお問い合わせください。

(Tel 42-2024)

記

1. 感染症対策と健康管理の徹底について（お願い）

- マスクの着用、手洗いの励行、換気、毎日の体調チェック、給食時の黙食等、基本的な感染症対策を徹底するとともに、授業や行事、登下校時における身体的距離の確保、大声での発声をしないなどの指導を引き続き行います。
- 風邪症状のある場合には、自宅で休養させていただくとともに、同居のご家族に風邪症状が見られる場合についても、登校を控えていただきますようお願いいたします。風邪症状がなくても日頃の体調と比べて少しでもおかしいと思う症状があれば、できる限り早期に医療機関に相談・受診をお願いします。また、学校においても、検温の結果が37℃以上であった場合や体調に変化が見られた場合には、教室での学習を見合わせ、保護者の方にご連絡させていただきます。
- 休日や祝日における移動は、移動先が「密」となるなど感染リスクが高くなる場合は移動をさけるようお願いいたします。また、やむを得ず移動が必要な場合は、感染症対策の徹底をお願いいたします。
- お子様や同居の家族の方が濃厚接触者等となった場合、健康観察の期間が終了するまで自宅で待機するとともに学校に連絡をお願いいたします。

2. 教育活動について

以下の教育活動については、措置が解除されるまで見合わせます。

- 児童が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等
- 理科における実験や観察、音楽の合唱やリコーダー、鍵盤ハーモニカの演奏
- 図画工作における近距離で行う共同制作や鑑賞活動
- 家庭科の調理実習
- 体育における密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動

3. 学校行事について

- 校外活動は中止または延期とします。
- 一定の人数が来校するような学校行事については見合わせます。
- 次年度に向けた会議等、年度内の実施が不可欠なものについては、必要最小限の人数で行うなど、感染症対策を十分行っただうえで実施します。